

# 公益社団法人全国柔道整復学校協会

## 平成30年度柔道整復師臨床実習指導者講習会事業助成金交付要綱

### (通則)

- 1 平成30年度柔道整復師臨床実習指導者講習会事業助成金については、予算の範囲内において交付するものとし、この交付要綱の定めるところとします。

### (交付の目的)

- 2 この助成金は、柔道整復師臨床実習の質の担保を図るため、当該臨床実習の趣旨及び内容等について、臨床実習を行う施術所における指導者の理解を促進し、効果的に指導を行うことのできる指導者育成を図ることを目的とします。

### (交付の対象)

- 3 この助成金は、別に定める「公益社団法人全国柔道整復学校協会（以下「学校協会」という。）柔道整復師臨床実習指導者講習会実施規程」に従い、指定された開催主管（但し、平成29年度6月期定時総会時点での学校協会会員校に限ります。）が行う事業（以下「事業」という。）を助成の対象とします。

### (交付額の算定方法)

- 4 この助成金の交付額は、次により算出するものとします。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとします。
  - (1) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定します。
  - (2) (1)により選定された額と総事業費から講習会受講料その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額を交付額とします。

1 基準額	2 対象経費
学校協会会長が必要と認めた額 (1 開催主管当たり 受講生数×@20,000円、 最高額 1,000,000円)	事業実施に必要な次に掲げる経費 1. 日当、謝金 2. 旅費 3. 会場費、会議費、通信運搬費、教材・ 印刷製本費、消耗品費、雑費

(申請手続き)

- 5 この助成金の交付の申請は、事業完了の日から起算して原則として1か月を経過した日までに、別紙様式1による申請書に経費等の支払いの流れがわかる領収書等の写しを添付した関係書類を添えて、学校協会会長に提出して行うものとします。

(交付の条件)

- 6 この助成金の交付決定には、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を、助成金の額の確定の日の属する年度の終了後5年間保管しておく、との条件を付すものとします。また、日当、謝金、会議費等については、別途定める額を上限とします。

(助成金の支払い)

- 7 学校協会会長は、事業終了後に開催主管が提出する実績報告に基づいて支払うべき額を確定した後、速やかにこれを支払うものとします。